

令和7年9月

お客さまへ

投信インターネットサービス取扱規定改訂のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、犯罪による収益の移転防止に関する法律第5条に基づく対応のため、下記のとおり規定を改訂しますのでお知らせします。

記

1. 改訂規定

「大地みらい信金投信インターネットサービス取扱規定」

2. 改訂内容

犯罪による収益の移転防止に関する法律第5条への対応として文言を追加しております。

※詳細につきましては、各新旧対照表をご覧ください。

3. 改訂日

令和7年9月12日（金）

4. お問い合わせ先

大地みらい信用金庫 お客様サポート部

電話番号 0153-24-4103

受付時間 平日9:00～17:00

以上



『大地みらい信金投信インターネットサービス』取扱規定」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>第4章 サービスの解約等</p> <p>38. (当金庫からの解約等)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) お客様が、住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合</u></p> <p><u>(7) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>40. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p><u>また、この届出を完了した後でなければ、本サービスの利用はできません。当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が住所変更等の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により、延着もしくは不着となった場合、届出が完了するまでの間、当金庫はお客様に通知することなく取引を制限できるものとします。</u></p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>41.～45.</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2025年9月改訂)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第4章 サービスの解約等</p> <p>38. (当金庫からの解約等)</p> <p>(1)～(5)</p> <p>(同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>40. (届出事項の変更等)</p> <p>本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>41.～45.</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">(2024年10月改訂)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>